

(保 266)

平成 24 年 3 月 27 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木邦彦

特別養護老人ホーム等の医務室に係る保険医療機関の指定の取扱いについて

特別養護老人ホーム等においては、その設備の基準として、医療法に規定する診療所を医務室として設けることとされており、これにより、入所者に対して必要な一定の医療を提供しているところであります。

この特別養護老人ホーム等の医務室については、その構造等がすべての被保険者に対して開放されている等必要な条件を満たす場合には、保険医療機関として指定を行うことが可能である旨、改めて厚生労働省保険局医療課より周知されましたのでご連絡申し上げます。

なお、指定においては、特別養護老人ホーム等の入所者に対して適切な医療を提供し続けることを前提とすること、入所者の処遇に支障が生じることがないよう、入所者の安全やプライバシーの確保等について、十分な配慮を行う必要があります。

また、保険医療機関として指定された医務室の保険医は、特別養護老人ホーム等の配置医師とみなされ、入所者等に行った診療については、初診料、再診料及び往診料等が算定できないものであります。

〈添付資料〉

特別養護老人ホーム等の医務室に係る保険医療機関の指定の取扱いについて
(平 24. 3. 26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
平成 24 年 3 月 26 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

特別養護老人ホーム等の医務室に係る保険医療機関の指定の取扱いについて

特別養護老人ホーム等においては、その設備の基準として、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所を医務室として設けることとされており、これにより、入所者に對して必要な一定の医療を提供しているところです。

この特別養護老人ホーム等の医務室については、「規制・制度改革に係る方針」（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）において、「特別養護老人ホーム等の医務室は医療法上の診療所であり、その構造等が全ての被保険者に対して開放されている等必要な要件を満たす場合には、保険医療機関として指定を行うことが可能であるとの解釈の周知徹底を図る。」と記載されたところです（別紙参照）。これを踏まえ、指定の取扱いに変更はないものの、特別養護老人ホーム等の医務室についても、下記の点に留意することで保険医療機関として指定することが可能であることを改めて周知致します。

記

- (1) 医療法第 1 条の 5 第 2 項（別紙 2 参照）に規定する診療所であること。
- (2) その構造等が全ての被保険者に対して開放されている等必要な要件を満たすこと。
- (3) 指定の際には、特別養護老人ホーム等に医務室を設置することとしている趣旨に鑑み、当該医務室が入所者に対して適切な医療を提供し続けることを前提とすること。また、特別養護老人ホーム等の医務室を入所者以外の者等が利用することにより、入所者の処遇に支障が生じることのないよう、入所者の安全やプライバシーの確保等について十分配慮すること。
- (4) 入所者に対して提供する医療については引き続き医療保険と介護保険の給付調整の対象となるため、その旨について誤りの無いようにすること。この場合において、保険医療機関として指定された医務室の保険医は「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 22 年 3 月 30 日保医発第 0330002 号）に規定する配置医師とみなされ、入所者に對して行った診療については、初診料、再診料及び往診料等が算定できないこと。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係
TEL: 03-5253-1111 (内線 3288)
FAX: 03-3508-2746

(別紙)

「規制・制度改革に係る方針」(平成 23 年 4 月 8 日閣議決定) (抜粋)

規制・制度改革事項	特別養護老人ホームの医療体制の改善
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none">特別養護老人ホーム等の医務室は医療法上の診療所であり、その構造等が全ての被保険者に対して開放されている等必要な要件を満たす場合には、保険医療機関として指定を行うことが可能であるとの解釈の周知徹底を図る。〈平成 23 年度中措置〉
所管省庁	厚生労働省

(別紙2)

医療法(昭和二十三年法律第二百五号) (抄)

第一条の五

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。